

社会資本総合整備計画				社会資本整備総合交付金				令和07年01月22日						
計画の名称	琵琶湖・若狭湾を結ぶ周遊観光を促進する福井・滋賀の広域的地域活性化計画（重点　）													
計画の期間	令和０７年度　～　令和１１年度（5年間）										重点配分対象の該当	○		
交付対象	滋賀県													
計画の目標	福井県嶺南地域と滋賀県湖北・湖西地域は、福井県の若狭湾と滋賀県の琵琶湖を結ぶ地域であり、歴史遺産や食文化を活用し、国内外からの観光客の呼び込みを目指すルートとして、「美の伝説」が設定されている。そこで呼び込んだ観光客の広域的な観光周遊ルートとして「ソウルフルロード」、「鯖街道」、「北國街道」を設定し、観光客の誘致に力を注いでいるところである。また、ポストコロナにおけるインバウンド需要の回復や北陸新幹線（金沢～敦賀）延伸（２０２４年春）湖西線開業５０周年を受け、敦賀地域と湖西地域を結ぶ鉄道沿線の地域活性化にも取り組んでいる。 これらの取り組みを推進するため、近畿圏広域地方計画の広域連携プロジェクトである「３－３．歴史・文化・おもてなしプロジェクト」に基づき、福井県嶺南地域と滋賀県湖北・湖西地域の広域観光周遊ルートの基盤整備を行い、満足度の高い魅力ある観光地域づくり、国内外観光客の効果的な誘客拡大を目指す。													
全体事業費（百万円）	合計（Ａ＋Ｂ＋Ｃ＋Ｄ）		3,100	A	3,100	B	0	C	0	D	0	効果促進事業費の割合 C / (A + B + C + D)	0	%

番号	計画の成果目標（定量的指標）			
	定量的指標の定義及び算定式	定量的指標の現況値及び目標値		
		当初現況値	中間目標値	最終目標値
		R1		R11
１	【福井県・滋賀県　共通目標】　福井県（嶺南地域）と滋賀県（湖北・湖西地域）の観光入込客数1,265万人（H31）から1,412万人（R11）に増加　（147万人（12％）の増加）			
	観光入込客数 （観光入込客数の増加割合）＝（評価時点の年間観光入込客数　－　H31の年間観光入込客数）／（H31の年間観光入込客数）	1265万人	万人	1412万人
２	【滋賀県　単独目標】　滋賀県（湖西地域）の観光入込客数416万人（H31）から436万人（R11）に増加　（20万人（５％）の増加）			
	観光入込客数 （観光入込客数の増加割合）＝（評価時点の年間観光入込客数　－　H31の年間観光入込客数）／（H31の年間観光入込客数）	416万人	万人	436万人
３	【滋賀県　単独目標】滋賀県内の拠点施設への１日あたりの総アクセス時間を35時間・台/日（R11）短縮する			
	アクセス時間の短縮効果 （アクセス時間の短縮効果）＝（Σ整備前のアクセス時間　－　Σ整備後のアクセス時間）×日交通量（R3交通センサス）	0時間・台/日	時間・台/日	35時間・台/日

備考等	個別施設計画を含む	-	国土強靱化を含む	-	定住自立圏を含む	-	連携中枢都市圏を含む	-	流域水循環計画を含む	-	地域再生計画を含む	-

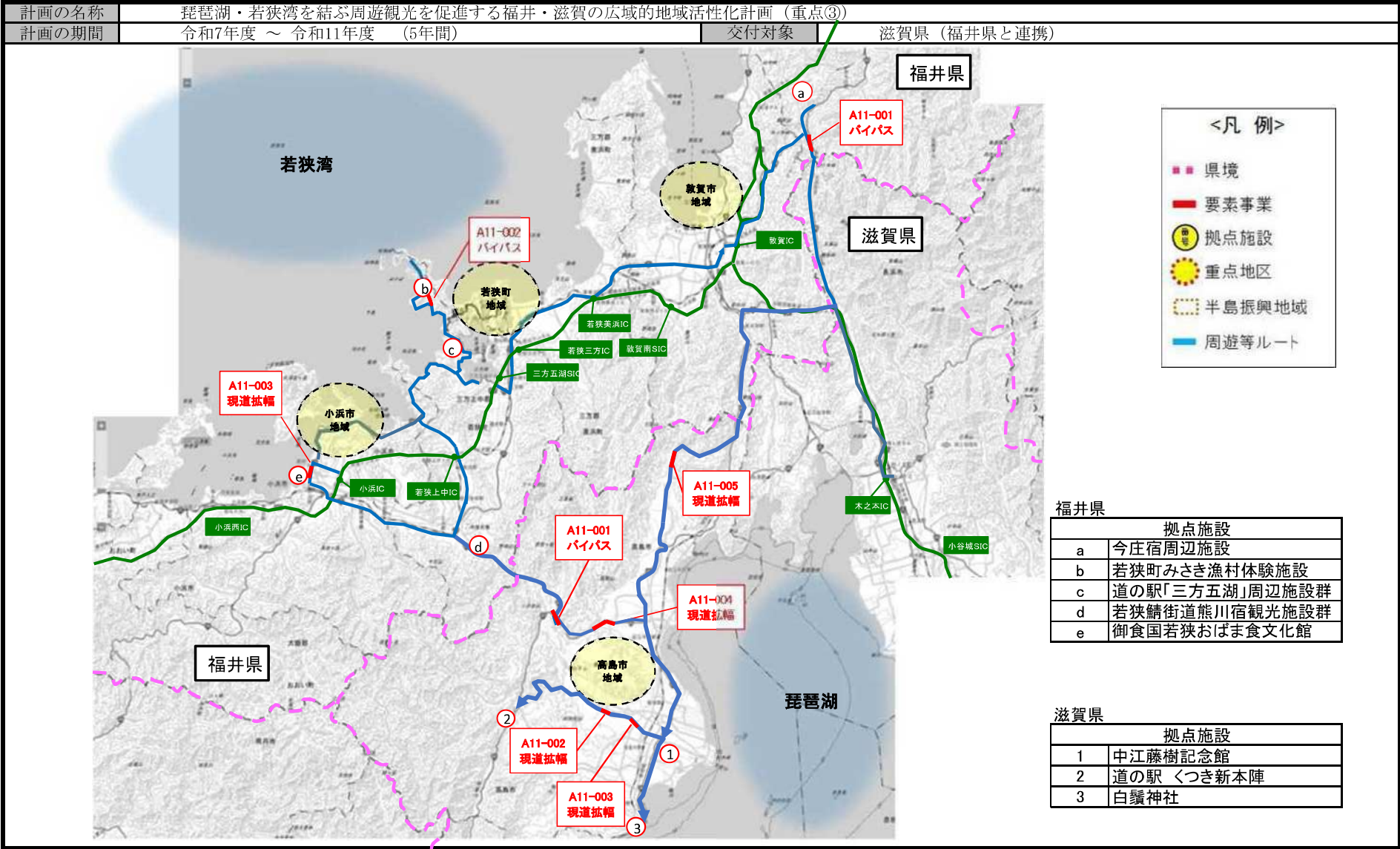
A 基幹事業																			
基幹事業（大）	番号	事業 種別	地域 種別	交付 対象	直接 間接	事業者	種別 1	種別 2	要素となる事業名 （事業箇所）	事業内容 （延長・面積等）	市区町村名 / 港湾・地区名	事業実施期間（年度）					全体事業費 （百万円）	費用 便益比	個別施設計画 策定状況
		一体的に実施することにより期待される効果																	
		備考																	
広域活性化事業	A11-001	道路	一般	滋賀県	直接	滋賀県	国道	改築	（国）３０３号 追分工 区	バイパスL＝0.8km	高島市	■	■	■			800		-
	A11-002	道路	一般	滋賀県	直接	滋賀県	都道府 県道	改築	（主）小浜朽木高島線 中野工区	現道拡幅L＝0.9km	高島市	■	■	■	■	■	800		-
	A11-003	道路	一般	滋賀県	直接	滋賀県	都道府 県道	改築	（主）小浜朽木高島線 庄堺工区	バイパスL＝0.7km	高島市	■	■	■			600		-
	A11-004	道路	一般	滋賀県	直接	滋賀県	国道	改築	（国）３０３号 藺生・ 北生見工区	現道拡幅L＝0.8km	高島市	■	■	■	■	■	800		-
	A11-005	道路	一般	滋賀県	直接	滋賀県	都道府 県道	改築	（一）白谷野口線 白谷 工区	現道拡幅L＝0.2km	高島市	■	■	■			100		-
										小計						3,100			
										合計						3,100			

交付金の執行状況

(単位：百万円)

	R07				
配分額 (a)	192				
計画別流用増 減額 (b)	0				
交付額 (c=a+b)	192				
前年度からの繰越額 (d)	74				
支払済額 (e)	185				
翌年度繰越額 (f)	81				
うち未契約繰越額(g)	0				
不用額 (h = c+d-e-f)	0				
未契約繰越率+不用率 (i = (g+h)/(c+d))%	0				
未契約繰越率+不用率が10%を超えている場合その理由					

(参考様式) 参考図面 (社会資本総合整備計画 広域連携事業)



(参考様式) 参考図面 (社会資本総合整備計画 広域連携事業)

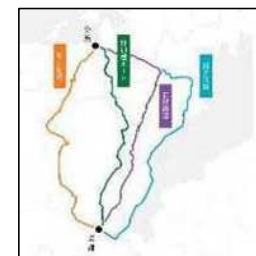
計画の名称	琵琶湖・若狭湾を結ぶ周遊観光を促進する福井・滋賀の広域的地域活性化計画（重点③）		
計画の期間	令和7年度～令和11年度（5年間）	交付対象	滋賀県（福井県と連携）



美の伝説



ソウルフルロード



鯖街道



北國街道

福井県	
拠点施設	
a	今庄宿周辺施設
b	若狹町みさき漁村体験施設
c	道の駅「三方五湖」周辺施設群
d	若狹鯖街道熊川宿観光施設群
e	御食国若狹おばま食文化館

滋賀県	
拠点施設	
1	中江藤樹記念館
2	道の駅 くつき新本陣
3	白鬚神社

(整備計画関連事項)

[illegible]

社会資本整備総合交付金チェックシート

(広域連携事業)

計画の名称: 琵琶湖・若狭湾を結ぶ周遊観光を促進する福井・滋賀の広域的地域活性化計画(重点③) 事業主体名: 滋賀県

チェック欄

I. 目標の妥当性	
①基本方針・上位計画等との適合等	
1)基本方針と適合している。	○
2)上位計画等と整合性が確保されている。 ・国土形成計画(全国計画) ・国土形成計画(広域地方計画)、北海道総合開発計画又は沖縄振興計画 ・社会資本整備重点計画 ・環境基本計画 ・その他(※該当するものがあれば記載すること。)	○
②目標と広域的特定活動及び拠点施設との関係	
1)広域的特定活動により、目標達成の可能性が高い。	○
2)広域的特定活動の拠点としての拠点施設の位置づけが妥当である。	○
II. 計画の効果・効率性	
③目標と事業内容の整合性等	
1)目標と指標・数値目標の整合性が確保されている。	○
2)指標・数値目標と事業内容の整合性が確保されている。	○
3)指標・数値目標が分かりやすいものとなっている。	○
4)拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業の一体性が確保されている。	○
5)地域資源の活用はハードとソフトの連携等を図る計画である。	○
④事業の効果	
1)十分な事業効果が確認されている。	○
2)他の事業との連携等による相乗効果・波及効果が得られるものとなっている。	○
III. 計画の実現可能性	
⑤計画の具体性	
1)拠点施設で広域的特定活動が実施される見込みが高い。	○
2)拠点施設整備を新たに行う場合、その蓋然性が高い。	○
⑥円滑な事業執行の環境	
1)民間事業者等の多様な主体との連携が図られている。	○
2)事業実施のための環境整備が図られている。	○

(確認様式1)

交付限度額算定表

要綱第5に掲げる式による交付限度額(X)	1,395.0 百万円	規則第17条第1項に基づく交付限度額(Y)	21,688.9 百万円	$X \leq Y$ ゆえ、	本計画における交付限度額	1,395.0 百万円
					交付率	45.0 %
					提案事業比率	0.0 %

規則第17条第1項に基づく限度額算定

S	745 km ²	T	5 年
拠点施設を中心とする半径Rの円の面積(πR^2)		当該広域的地域活性化基盤整備計画の計画期間	
π :3.14		令和7年度 ~ 令和11年度	
r:最短距離	15.4		
拠点施設から都道府県の境界までの距離	15.4 km		
拠点施設から海岸線までの距離	29.0 km		
r ₀ :	10 km		
R:	$r \geq r_0$ ゆえ、15.4 km		

C	1,165 万円/km ² ・年度
単位面積あたり及び単年度あたりの標準的な投資額	
行政投資全国実績のうち、都道府県が主体となる交付対象事業に係るものを全国平均で除したもの(最新5箇年の平均)	

S×C×T×0.5=	21,689 百万円
-------------------	------------

要綱第5に掲げる式による限度額算定

交付対象事業費	拠点施設関連基盤 施設整備事業(A)	3,100 百万円	$\alpha 1 = 9(A+B) / 10 =$	2,790.0	
	提案事業(B)	0 百万円	$\alpha 2 = 12A / 11 =$	3,381.8	
	合計	3,100 百万円	$\alpha 1 < \alpha 2$ ゆえ、交付限度額(X): $\alpha / 2 =$	1395.0	百万円

(確認様式1-1)

rの選定根拠(複数の拠点施設が記載されている場合)

※ 計画に記載された拠点施設から都道府県の境界若しくは海岸線までの最短距離
(複数の拠点施設が記載されている場合は、そのうち最も大きい値)

〈選定方法〉

- ① 各拠点施設から都道府県の境界までの距離:r1、海岸線までの距離:r2を記入
(〇〇群とした場合は群の中心付近からの距離とする)
- ② 最短距離欄に、r1、r2のうち短い距離を記入
- ③ 最短距離のうち、最も大きい値となる拠点施設からのr1、r2を交付限度額算定表に記載する値として選定

(単位:km)

拠点施設名	①		②
	拠点施設から 都道府県の境界 までの距離:r1	拠点施設から 海岸線までの 距離:r2	最短距離 (r1、r2のうち 短い距離)
中江藤樹記念館	15.4	29	15.4
道の駅 くつき新本陣	6.2	21.7	6.2
白鬚神社	13.7	33.2	13.7

※ 選定結果(交付限度額算定表に記載する値)

(単位:km)

拠点施設名	③	
	拠点施設から 都道府県の境界 までの距離:r1	拠点施設から 海岸線までの 距離:r2
中江藤樹記念館	15.4	29.0

(確認様式2)

拠点施設に関する事項

施設名	中江藤樹記念館	所在地	高島市安曇川町上小川
設置主体	高島市	管理・運営主体	高島市
拠点施設の区分	法第2条第2項第3号	広域的特定活動の区分	法第2条第1項第1号ロ(2)
拠点施設データ	観光客数(R5)：3千人（内県内：2千人 県外：1千人）		
拠点施設の整備の有無	有・無	整備期間	令和6年4月～令和7年3月

拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等

<概要及び整備計画>

当該施設は、日本陽明学の祖で近江聖人と称えられた儒学者・中江藤樹の生誕380年を記念して1988年に建設された記念館であり、高島市有形文化財に指定されている『紙本墨書致良知三大字』や『紙本著色中江藤樹像』などをはじめ、多数の遺品、遺墨ならびに藤樹書院所蔵史料などを展示している「教養文化施設」である。令和5年度末に高島歴史民俗資料館、朽木資料館、マキノ資料館の3館は閉館し、当該施設に機能を統合される予定である。

<拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性>

当拠点施設への交通手段としては、マイカー(レンタカー)が一般的であり、一般国道303号(追分工区)、同路線(蘭生・北生見)は、当該拠点から若狭鯖街道熊川宿観光施設群までの最短ルートであり、鯖街道まちづくり協議会・小浜市・若狭町日本遺産活用推進協議会の定める観光モデルルートである『ソウルフルロード』の一部を形成しており、拠点施設へのアクセス性を向上させることで観光客増加を支援する。また、一般県道白谷野口線(白谷工区)は、当該拠点から敦賀ICまでの最短ルートであり、一部幅員狭隘区間の解消により、福井県敦賀市域から拠点施設へのアクセス性を向上させることで観光客増加を支援する。

拠点施設で行われる広域的特定活動の内容

当該施設は周辺3資料館の歴史・文化資料を展示するために、令和7年4月から展示スペースが増築されるほか、デジタルサイネージや映像コンテンツによる体験型の展示が計画されるなど、中江藤樹が生まれその教えが育まれた、高島の歴史・文化や風土などの地域固有の資源を活用し、「文化的資産の展示」を拡充することで、『ソウルフルロード』などの広域観光周遊ルートの一部を形成し、豊富な歴史遺産を活用し、東アジアや、欧米系リピーターからの誘客を図る予定である。

<該当する広域連携プロジェクト>

3-3.観光ネットワーク強化・形成事業

(2)②京都・大阪から近畿の北部、南部への呼び込みを目指す「美の伝説」のほか、「せとうち・海の道」や「昇龍道」等の広域観光周遊ルートの形成を図るため、舞鶴若狭自動車道、京都縦貫自動車道、近畿自動車道紀勢線等の高速道路網の活用、さらなる整備を行い、関西が誇る数多くの世界遺産や重要文化財等を結ぶ周遊観光ルートの形成を促進する。特に、豊富な歴史遺産や絶景、食文化等を活用し、東アジア及び東南アジアや、欧米系リピーターからの誘客を図る。

(確認様式2)

拠点施設に関する事項

施 設 名	道の駅 くつき新本陣	所 在 地	高島市朽木市場
設 置 主 体	高島市	管 理・運 営 主 体	(一財)高島まちおこし公社
拠点施設の区分	法第2条第2項第2号	広域的特定活動の区分	法第二条第一項口(1)
拠点施設データ	観光客数(R5)：272千人(内県内:182千人 県外:90千人)		
拠点施設の整備の有無	無	整 備 期 間	-

拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等

<概要及び整備計画>

旧街道である若狭街道は鯖街道として海産物や物資の運搬に盛んに利用され、文化交流の道ともなっていた。当施設は若狭街道の中間地点に旧領主の朽木氏の陣屋機能を現代風に復元した、周辺道路の通行者のオアシスとして特産品販売所、レストラン、鯖街道交流館で構成される「一団地の観光施設」で、高島市の「主要な観光地」である。

<拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性>

当拠点施設への交通手段としては、マイカー(レンタカー)が一般的であり、小浜朽木高島線(中野工区)および同路線(庄堺工区)は、白髭神社から当該拠点までの最短アクセスルートであり、鯖街道まちづくり協議会・小浜市・若狭町日本遺産活用推進協議会の定める観光モデルルートである「ソウフルロード」の一部を形成しており、一部幅員狭隘区間の解消により、アクセス性を向上させることで観光客増加を支援する。

拠点施設で行われる広域的特定活動の内容

福井県若狭地域と滋賀県湖西地域は交流を通じて栄えてきた鯖街道を共通の文化資産として連携し利活用するため、高島市、小浜市、若狭町で構成される鯖街道まちづくり連携協議会を組織し、鯖街道を活用した観光客誘致を進めている。

また、当拠点施設の特産品販売所では、鯖寿司、鯖のなれずし、栃餅などの朽木名物を多数取り揃え、地元生産者が作った新鮮な農水産物及び加工品が販売されている。また、レストランではくつき田舎の味として地元食材を使用したランチバイキングを提供するなど、「観光案内、その他役務の提供」を行っている。

2019年から3月8日の「サバの日」にちなんだイベント『鯖街道の日プロジェクト』を福井県小浜市や若狭町など3府県7会場で実施しており、今後は、高島市と敦賀市を含む福井県嶺南地域を含めた広域スタンプラリーキャンペーンの実施を予定しており、『ソウフルロード』や『鯖街道』などの広域観光周遊ルートの形成を図ることで、食文化等を活用し、東アジア及び東南アジアや、欧米系リピーターからの誘客を増加させる予定である。

<該当する広域連携プロジェクト>

3-3.観光ネットワーク強化・形成事業

(2)②京都・大阪から近畿の北部、南部への呼び込みを目指す「美の伝説」のほか、「せとうち・海の道」や「昇龍道」等の広域観光周遊ルートの形成を図るため、舞鶴若狭自動車道、京都縦貫自動車道、近畿自動車道紀勢線等の高速道路網の活用、さらなる整備を行い、関西が誇る数多くの世界遺産や重要文化財等を結ぶ周遊観光ルートの形成を促進する。特に、豊富な歴史遺産や絶景、食文化等を活用し、東アジア及び東南アジアや、欧米系リピーターからの誘客を図る。

(確認様式2-2)

拠点施設に関する事項(相当数の事業者による事業活動が営まれる拠点施設)

施 設 名	道の駅 くつき新本陣
-------	------------

[illegible]

(確認様式2)

拠点施設に関する事項

施設名	白鬚神社	所在地	高島市鵜川
設置主体	白鬚神社	管理・運営主体	白鬚神社
拠点施設の区分	法第2条第2項第3号	広域的特定活動の区分	法第2条第1項第1号口(2)
拠点施設データ	観光客数(R5)：208千人(内県内：70千人 県外：138千人)		
拠点施設の整備の有無	無	整備期間	-

拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等

<概要及び整備計画>

琵琶湖に浮かぶ大鳥居が有名な近江最古の神社。その印象的な姿は近江の厳島とも称され、松尾芭蕉や与謝野晶子の詩歌にも詠まれたほど美しい。重要文化財の本殿は桃山時代の特徴をよく表した仏堂風の湖西地方を代表する神社本殿であり、全国に分布する白鬚社の本社とされ、参拝客も多く高島市の「主要な観光地」の「教養文化施設」である。

<拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性>

当拠点施設への交通手段としては、マイカー(レンタカー)が一般的であり、小浜朽木高島線(中野工区)および同路線(庄堺工区)は、道の駅くつき新本陣から当該拠点までの最短アクセスルートであり、鯖街道まちづくり協議会・小浜市・若狭町日本遺産活用推進協議会の定める観光モデルルートである「ソウルフルロード」の一部を形成しており、一部幅員狭隘区間の解消により、アクセス性を向上させることで観光客増加を支援する。

拠点施設で行われる広域的特定活動の内容

当該施設は重要文化財に加え、平成27年に『琵琶湖とその水辺景観』の構成文化財として日本遺産に認定され、文化的価値がさらに向上し、神事も含め保存整備に取り組んでいる。白鬚神社の大鳥居は『湖上の大鳥居』として、日本遺産認定を通じた各種PRやSNS等で知名度が向上し、近年注目されている。従来の琵琶湖クルーズに加え新たな活動として白鬚神社参拝カヌーと称したアウトドアツアーが提供されており、SUPやカヌーを用いて湖上の大鳥居を間近で見学できる新しい形の「文化財資産の展示」が行われている。

2024年度は、2024年大河ドラマ「光る君へ」や北陸新幹線敦賀延伸後初となる秋の行楽シーズンに合わせ、高島市と敦賀市を含む福井県嶺南地域の広域スタンプラリーキャンペーンの実施を予定しており、『ソウルフルロード』などの広域観光周遊ルートの一部を形成し、豊富な歴史遺産や絶景を活用し、東アジアや、欧米系リピーターからの誘客を図る予定である。

<該当する広域連携プロジェクト>

3ー3.観光ネットワーク強化・形成事業

(2)②京都・大阪から近畿の北部、南部への呼び込みを目指す「美の伝説」のほか、「せとうち・海の道」や「昇龍道」等の広域観光周遊ルートの形成を図るため、舞鶴若狭自動車道、京都縦貫自動車道、近畿自動車道紀勢線等の高速道路網の活用、さらなる整備を行い、関西が誇る数多くの世界遺産や重要文化財等を結ぶ周遊観光ルートの形成を促進する。特に、豊富な歴史遺産や絶景、食文化等を活用し、東アジア及び東南アジアや、欧米系リピーターからの誘客を図る。

拠点施設に関する事項

施設名	若狭鯖街道熊川宿観光施設群	所在地	福井県三方上中郡若狭町
設置主体	地元集落	管理・運営主体	若狭町
拠点施設の区分	法第2条第2項第2号	広域的特定活動の区分	法第2条第1項第1号口(1)
拠点施設データ	観光客数(R5)：554千人（内県内：194千人 県外：360千人）		
拠点施設の整備の有無	無	整備期間	－
拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等			
<概要及び整備計画> ・福井県小浜市から京都へ魚介類を運搬するルートであった若狭鯖街道沿いにある「熊川宿」はその宿場町であり、瓦葺き、真壁造、塗籠造の伝統的建築物が多数残っている。また、旧街道に沿って前川という水量豊かな水路が流れ歴史的景観を残している。 ・観光案内所や地元特産品の販売を行っている道の駅「若狭熊川宿」をはじめ、民宿施設や地元特産の鯖の押し寿司や葛を使用した蕎麦を提供する食事施設が連なるなど「一団地の観光施設」となっている。また、熊川宿には古建築を活用した資料館、食事処、喫茶店、雑貨店がある他、古建築への宿泊や郷土料理・かまど体験などができる「八百熊川」や、隣接するダムでSUPやカヤック体験やキャンプが出来るアウトドア施設「山座熊川」がある。 ・福井県嶺南地方と滋賀県湖北、湖西地方との結節点に位置し、他の観光地へ向かう際の立ち寄り地としても利用されている。 ・平成8年に国の「重要伝統的建造物群保存地区」に指定され平成27年には「海と都をつなぐ若狭の往来文化遺産群－御食国(みけつくに)若狭と鯖街道－」の構成文化財として日本遺産に認定された。 <拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性> 当拠点施設への交通手段としては、マイカー(レンタカー)が一般的であり、一般国道303号(追分工区)、同路線(蘭生・北生見)は、当該拠点から中江藤樹記念館までの最短ルートであり、鯖街道まちづくり協議会・小浜市・若狭町日本遺産活用推進協議会の定める観光モデルルートである『ソウルフルロード』の一部を形成しており、拠点施設へのアクセス性を向上させることで観光客増加を支援する。			
拠点施設で行われる広域的特定活動の内容			
・令和4年に、熊川宿から熊川城跡・河内川ダム・若狭駒ヶ岳につながる11kmの熊川トレイルも整備され、これにあわせて道の駅に隣接するポケットパーク「熊川トレイルゲートウェイ」がオープンした。 ・令和5年にはインバウンド観光を見据えて、熊川宿HPの英語版や、観光マップ英語版を制作し、今後中国語版や韓国語版も製作を行った。 ・令和6年3月には、鯖街道という立地から鯖を使ったキーマカレーや、地産地消の食材でオリジナルの食事を提供する「熊川五感キッチン Kazane」が新しくオープンするなど、施設の充実が図られている。 ・令和6年度は、北陸新幹線敦賀延伸後初となる秋の行楽シーズンに合わせ、高島市と敦賀市を含む福井県嶺南地域の広域スタンプラリーキャンペーンの実施を予定しており、『ソウルフルロード』などの広域観光周遊ルートの一部を形成し、豊富な歴史遺産や食文化等を活用により「観光旅客に対する観光案内、宿泊その他の役務の提供に関する事業活動」に取り組み、国内外からの誘客を図る予定である。			
<該当する広域連携プロジェクト> 京都・大阪から近畿の北部、南部への呼び込みを目指す「美の伝説」のほか(…中略…)広域観光周遊ルートの形成を図るため、舞鶴若狭自動車道、(…中略…)の高速道路網の活用、さらなる整備を行い、関西が誇る数多くの世界遺産や重要文化財等を結ぶ周遊観光ルートの形成を促進する。特に、豊富な歴史遺産や絶景、食文化等を活用し、東アジア及び東南アジアや、欧米系リピーターからの誘客を図る。			

(確認様式2-2)

拠点施設に関する事項(相当数の事業者による事業活動が営まれる拠点施設)

[illegible]

(確認様式3)

道路

都市計画道路名又はその他道路名 注1)	番号	区間	道路区分 注2)	事業主体	事業手法 注3)	工種	延長 m	車道幅員		車線数		歩道幅員		交付事業費 百万円	交付事業における事業期間 (年度)	事業内容 注4)	都市計画決定 年月	広域的特定活動に伴う人流・物流との関係性 自 至 (拠点施設) 注5)		整備効果等 注6)	供用等 注7)	備 考 注8)
								整備前 m	整備後 m	整備前 車線	整備後 車線	整備前 m	整備後 m									
<道路>																						
一般国道303号	A11-001	追分	国	滋賀県	－	改築	820	5.5	6.0	2.0	2.0	0.0	0.0	800	R7～R9	バイパス整備	－	中江藤樹記念館	若狭鯖街道熊川宿観光施設群	未改良区間(L=0.8km)の解消	全線完成供用L=0.8km(R10.3予定)	R3=5,812台／日、K=0.98
主要地方道 小浜朽木高島線	A11-002	中野	地	滋賀県	－	改築	960	5.5	8.5	2.0	2.0	0.0	3.0	800	R7～R11	現道拡幅	－	白髭神社	道の駅くつき新本陣	未改良区間(L=0.9km)の解消	全線完成供用L=0.9km(R12.3予定)	R3=3,176台／日、K=0.36
主要地方道 小浜朽木高島線	A11-003	庄堺	地	滋賀県	－	改築	700	5.0	8.5	2.0	2.0	0.0	3.0	600	R7～R9	バイパス整備	－	白髭神社	道の駅くつき新本陣	未改良区間(L=0.7km)の解消	全線完成供用L=0.7km(R10.3予定)	R3=3,176台／日、K=0.37
一般国道303号	A11-004	蘭生・北生見	国	滋賀県	－	改築	800	5.5	6.0	2.0	2.0	0.0	0.0	800	R7～R11	現道拡幅	－	中江藤樹記念館	若狭鯖街道熊川宿観光施設群	未改良区間(L=0.8km)の解消	全線完成供用L=0.8km(R12.3予定)	R3=5,392台／日、K=0.65
一般県道白谷野口線	A11-005	白谷	地	滋賀県	－	改築	200	5.5	6.0	1.0	1.0	0.0	0.0	100	R7～R9	現道拡幅	－	中江藤樹記念館	敦賀IC	未改良区間(L=0.2km)の解消	全線完成供用L=0.2km(R10.3予定)	R3=341台／日、K=0.07

(参考)																						
<関連事業>																						

※本調査にはア)交付対象事業「道路」(補助国道、地方道、街路)、イ)関連事業の道路のすべてを記載すること。

注1)道路名は、国道、主要地方道、一般都道府県道、市町村道の別が分かるように記載すること。

注2)国、地、街、他の別を記載。ただし、国:国道、地:地方道、街:街路、他:いずれにも該当しないもの。

注3)<関連事業>については、通、交、地特、単独、促の別等を記載。補足説明すべき点は備考欄に説明を記載。

注4)施設の構造、工法、及び地方道事業においては細工種、街路事業においては沿道区画整理型街路事業等の事業名

注5)要素事業毎に、どの拠点施設を経る人流・物流の経路(他の拠点施設、I.C等)途上の事業なのかを明確にすること。

また、別添「確認様式4 道路概要図」に要素事業及び拠点施設の位置関係が分かるように図示すること。

要素事業にはそれぞれ上表の番号(整備計画の番号)を付すこと。また、拠点施設については、それぞれ施設名、所在地、施設数、入込客数などの概要を記載すること。

注6)5で記載した拠点施設間で行われる当該要素事業による整備効果を簡潔に記載すること。記載にあたっては、「所要時間が○分→○分に約○分短縮」、「拠点施設間唯一の線形不良(R<○)の解消」など具体的に記載すること。

注7)当該要素事業の供用等(部分供用含む)を記載すること。記載にあたっては、「全線完成供用L=○m(R○、○予定)」、「部分供用L=○m(R○、○目途)」など、供用形態、区間延長、供用時期を記載すること。

注8)備考には現在の道路状況を把握するために必要なその他の事項で、交通量(台/日)、混雑度等を記載。また、別添「確認様式4 道路概要図」にも主要ポイントの交通量を記載すること(要素事業箇所直近は必須)。

(例)・道路改築:交通量(台/日)、混雑度等 ※交通量は最新のセンサスデータを用いて記載すること。

・自転車駐車場:都市計画決定の有無、面積、利用台数等

<関連事業>の備考には、当該関連事業と組み合わせて効率的・効果的に実施する交付金事業の道路名・区間についても記載。

※不足する場合は適宜行を追加すること。

※地域高規格道路、連続立体交差事業等の交付期間(3～5年)内に一定の成果をあげることのできない大規模な事業は、交付対象外。

(確認様式4)

(国)303号 追分工区、蘭生・北生見工区(滋賀県) 事業実施箇所図

番号	事業内容
A11-001	バイパス
A11-004	現道拡幅

■■■■■ 基幹事業(道路)

↔ 主要アクセス

● 拠点施設

国道303号 追分工区

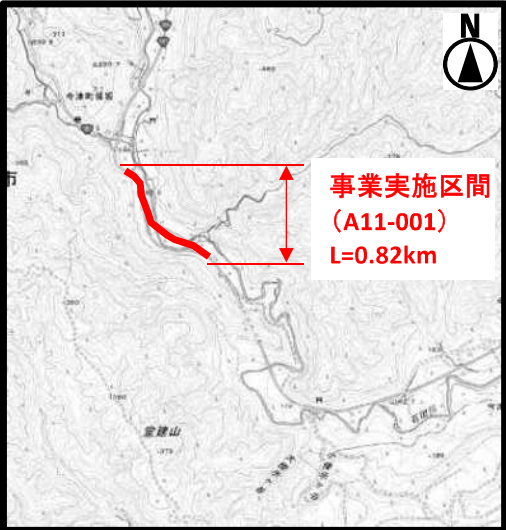
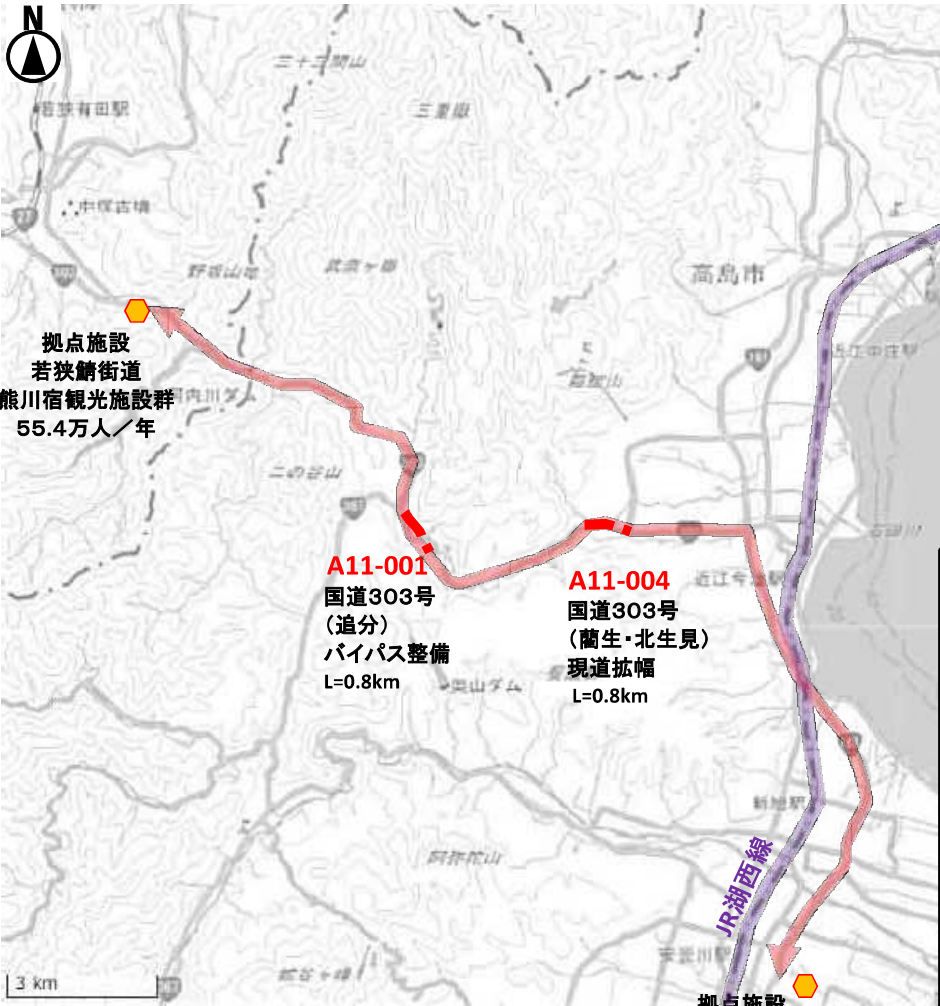


大型車離合困難による渋滞

国道303号 蘭生・北生見工区



路肩が狭く幅員狭小



事業実施区間
(A11-001)
L=0.82km

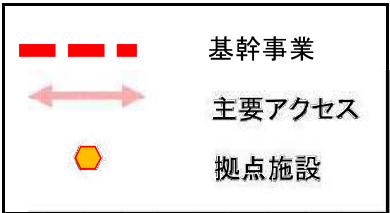


事業実施区間
(A11-004)
L=0.80km

(確認様式4)

(主)小浜朽木高島線 中野工区、庄堺工区 (滋賀県) 事業実施箇所図

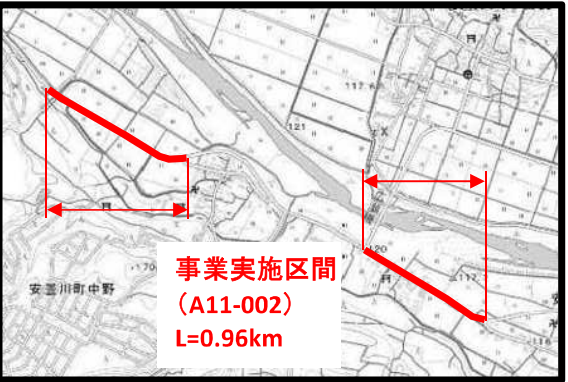
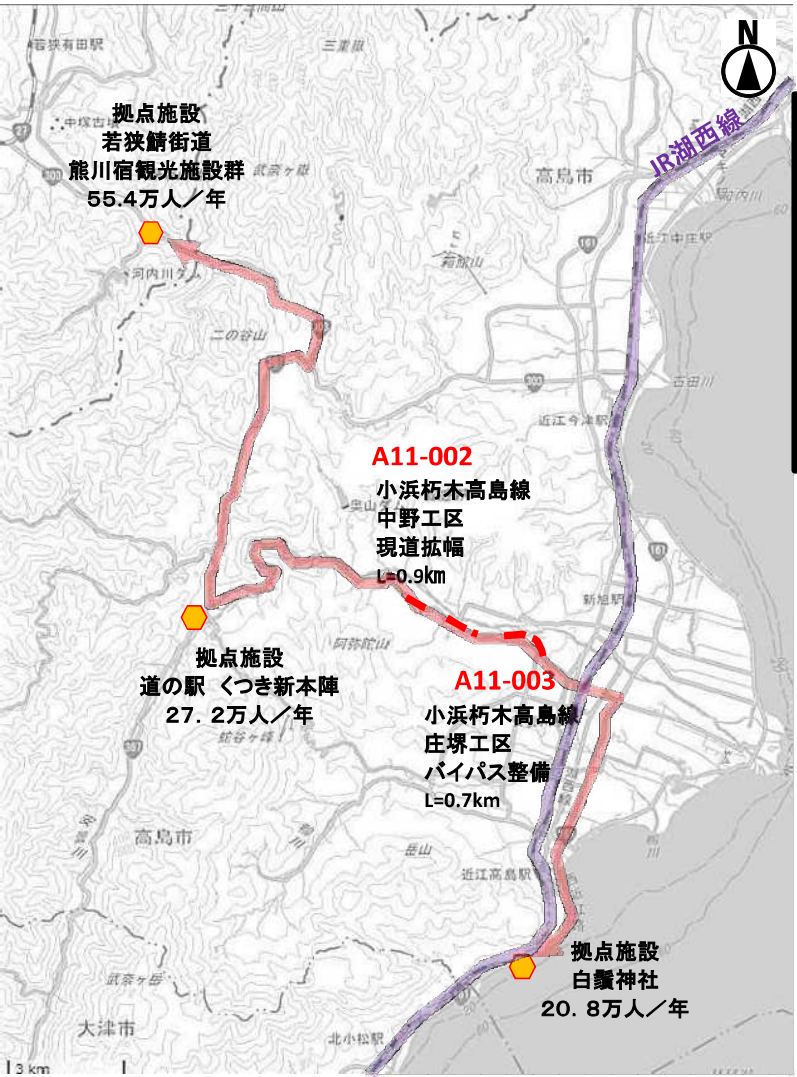
番号	事業内容
A11-002	現道拡幅
A11-003	バイパス



小浜朽木高島線
中野工区



小浜朽木高島線
庄堺工区



(確認様式4)

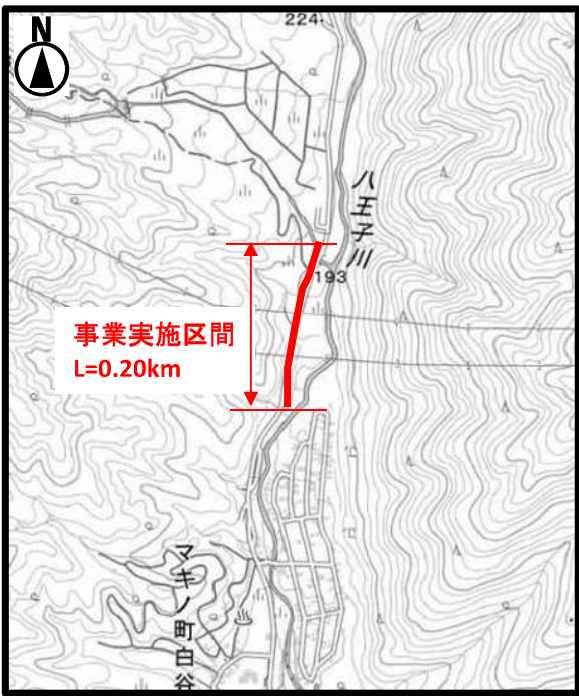
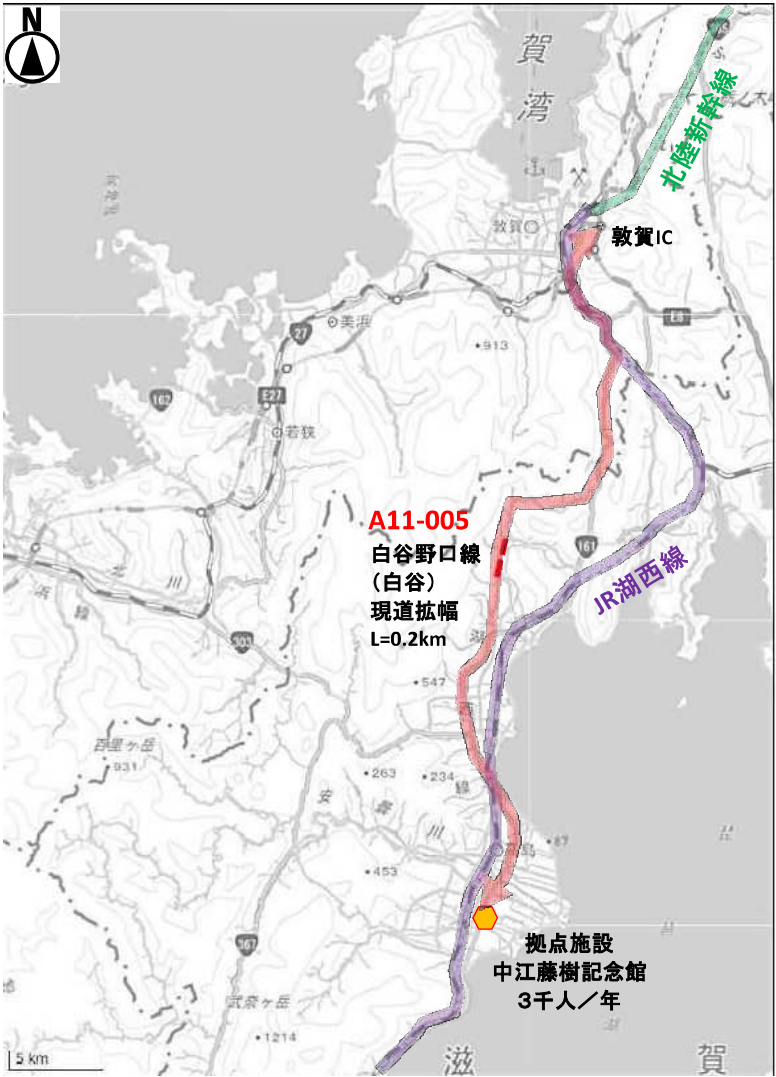
(一)白谷野口線 白谷工区(滋賀県) 事業実施箇所図

番号	事業内容
A11-005	現道拡幅

基幹事業(道路)

主要アクセス

拠点施設



幅員狭小であり、離合困難

滋 道 整 第 5 5 号
令和 7 年(2025 年)2 月 19 日

高島市長 様

滋賀県知事 三日月 大造

広域的地域活性化基盤整備計画について（照会）

本県では、社会資本整備総合交付金（広域連携事業）の交付にあたって、「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律」（平成 19 年法律第 52 条）（以下、「広域活性化法」という。）に基づき、広域的地域活性化基盤整備計画を作成しました。

つきましては、広域活性化法第 5 条第 6 項、第 9 項に基づき、意見照会しますので回答をお願いします。

記

1. 対象整備計画

- 琵琶湖・若狭湾を結ぶ周遊観光を促進する福井・滋賀の広域的地域活性化計画（重点③）

2. 回答期限

令和 7 年 2 月 26 日（水）

3. 回答方法

下記担当あてメールで提出してください。

担 当：滋賀県土木交通部道路整備課計画係 山本 電 話：077-528-4136 メール：ha03@pref.shiga.lg.jp
--

高土第 158 号
令和 7 年 2 月 26 日

滋賀県知事 三日月 大造 様

高島市長 今 城 克 啓
(公印省略)

広域的地域活性化基盤整備計画について（回答）

令和 7 年(2025 年)2 月 19 日付け滋道整第 55 号で照会のありましたこのこと
について、特に意見はありません。